

平成21年(行コ)第79号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

控訴人 市民オンブズパーソン栃木 外2名

被控訴人 宇都宮市長 佐藤栄一 外1名

証拠説明書 13

2010(平成22)年4月19日

東京高等裁判所 第2民事部 御中

控訴人ら代理人 弁護士 大木一俊

号証	証拠の標目(原本/写し)	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲79	平成18年度湯西川ダム環境調査検討業務報告書／(抜粋)・写し	2007.3	株建設環境研究所	湯西川ダム建設予定地周辺では「レッドデータブックとちぎ」(甲84)に掲載されている種が多数確認されていること等。
甲80	2009年10月15日版 朝日新聞の記事 ／(抜粋)・写し	2009.10.15	朝日新聞	ダムの完成後の姿を見るとその自然破壊は想像以上のすさまじく、景観は一変し、そこに棲む動植物は毀滅的な影響を受けること。あるダムでは工事前はイヌワシをよく見かけたが、完成後は湖面を上空を人為的な環境変化に強いトビやカラスばかりが飛ぶようになったこと。環境影響評価が以前に計画されたダムはそもそも環境影響評価がなされていないこと。クマタカなど貴重な動植物に

				対する対応も極めて不十分であること等。
甲81	建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について ／写し	1978.07.01	建設事務次官	湯西川ダム建設事業についての環境影響評価の根拠となった「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」の内容。
甲82 の1	建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針における環境影響評価指針について／写し	1978.07.01	建設事務次官	湯西川ダム建設事業についての環境影響評価の根拠となった「建設省所管事業環境影響評価指針（案）」の内容。
甲82 の2	建設省所管事業環境影響評価指針（案）／写し	1978.07.01	建設事務次官	
甲83	湯西川ダム環境影響評価書 に関する意見書 ／原本	2009.08.20	花輪伸一	湯西川ダム環境影響評価書は、現地調査が不十分で、使われている資料も古く、出典も明確でない等の問題を有していて、適正な環境影響評価としての前提を欠いているだけでなく、環境予測と評価方法で科学的でない、環境保全対策の内容が少ない等の問題を有しており、環境影響評価制度そのものを形骸化させるものであって、条理上及び生物多様性条約上の環境影響評価義務を尽くしたものとはいえないこと等。
甲84	証人調書 ／写し	2009.08	裁判所鑑定官簿 井浩子	同上
甲85	2005レッドデータブックと ちぎ／（抜粋）写し	2005.3	栃木県	栃木県環境森林植物自然保護課が、栃木県の保護上注目すべき地形・地質・野生動植物についてリストアップした内容、赤下地区の風穴はじめ湯西川ダム予定地周辺にはここにリストアップされた多くの野生動植物が生息していること等。

ダムの自然破壊 「戦略的環境アセス」全国に

2009.10.15 星期日

市川 恭治 環境コンサルタント



私はこれまでダム開発に伴う環境アセスメントを何件か手がけてきた。今話題になっている八ツ場ダムや川辺川ダムも、当時の建設相が任意で行った自然環境調査の一部の項目を手伝ったことがある。

技術者としての反省を踏んで言ふと、大型ダム開発が生態系に及ぼす影響に対して、その予測や保全対策の技術は追いついていないのが現状だ。自分が環境アセスにかかわったいくつかのダムの完成後の姿を見るに、その自然破壊は想像以上のまさまでござった。景観は一変し、そろそろ棲む動植物は壊滅的な影響を受けた。移動能力のある鳥類や哺乳類など一部の動物は影響を免れることもあるが、その能力がない生き物、特に植物は失われてしまう。

よく見かけたが、完成後は湖面上空を人為的な環境変化に強いドビやカラスばかりが飛んでいた。工事跡地には帰農植物が繁茂し、水没を免れたエリアでも、ダム湖出現による気象の微妙な変化でウチヨウランなどの貴重な植物が消えた。

ダムの下流では、流量の減少や水質変化のため、魚類にも大きな影響が出る。ダムは川の流れを安定させると、不安定な環境でこそ生意気な生き物も多い。例えば河原特有の植物のカワラノギクは、年数回増水があるような不安定さが生育条件と

なっている。こうした失われる生き物には、レッドデータブック（環境省などが発行する絶滅のおそれのある種を示したリスト）の対象種が多く含まれている。

ハツ場ダムなど環境影響評価法（アセス法）の成立（97年）以前に計画されたダムは、ほとんどまともな環境アセスがなされていない。クマタカなど貴重な動植物に対する対応も、極めて不十分なままだ。

最近では、ダム完成後のモニタリング調査結果が蓄積されるようになつたが、それを次のダム計画に生かす仕組みはない。そもそも環境アセスメントは開発を前提にしたものなので、問題点を指摘しても工事をストップさせることは困難なのが現実だ。

現在、国は「戦略的環境アセスメント」の法制化を検討中だ。事業立案段階で環境への影響を調べ、結果によっては代替案の検討や事業中止もあり得る制度である。一部の自治体は独自に先行実施しているが、早急に全国的に導入すべきだ。現在見直し中のダム計画が143カ所ある。以前から提唱されてきた「時のアセス（長く停滞した公共事業の再評価）」に加え、「戦略的環境アセスも適用し、客観的データに基づいて事業の是非を検討して、野生生物への影響を最小限にしてほしい。

約第10回締約国会議（COP10）」が開かれる。我が国も92年に同条約制定に加わり、95年に「生物多様性国家戦略」を閣議決定した。世界各 地で失われつつある生き物を各国が協力して保全し、生物の多様性を維持する試みである。議長国としての日本の姿勢が問われる場となる。